No. 13.

議案第十一、

海軍工務規則第卅七条ノ二号第九（父母配偶者

及子ノ喪ニ服スル為メ休業シタル日数（父母偶

偶者ノ場合ハ七日以内、子ノ場合ハ三日以内）ト

アルヲ親族間ノ喪ニ服スル為メ休業シタル日数

ハ海軍人軍属休暇規則第四条別表ニ依ル　止

ニ改メラレタシ

労委会総会

議案第十二、

八時間労働制ヲ実施セラレタシ

労委人会総会